杉田上単県急傾斜地崩壊対策(緊急自然債)擁壁工その3工事 特記仕様書

第1編 特記仕様書(工事) 第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は「令和7年度 単傾崩緊自債 第1098-0-101号 杉田上単県急傾斜 地崩壊対策 (緊急自然債) 擁壁工その3工事に適用する。

第2条 目的

本箇所は、平成29年の豪雨により、住宅の裏山が崩壊し、住宅が崩壊土砂等で埋まるなどの被害を受けたことから、今回、擁壁工を施工し、がけ崩れによる住家等への被害を防ぐことを目的とする。

第3条 適用基準

本工事の施工に当たっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については土木工事共通仕様書(熊本県土木部 平成31年4月)、土木工事施工管理基準(熊本県土木部 平成31年4月)によらなければならない。

第4条 熊本県請負工事成績評定要項

本工事は、熊本県請負工事成績評定要領に基づき評定を行う。

第5条 積算方式について

本工事は、「熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の対象工事である。

第6条 補正係数について

本工事は、「土木工事標準積算基準」等により対象額毎に算出された共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じる積算方式の対象工事である。

【共通仮設費率:1.1現場管理費率:1.1】

第7条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本工事は、令和7年7月15日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日まで に設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議 のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第8条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本工事は、令和6年度熊本県土木工事標準積算基準(以下「積算基準」という。)に 基づき積算を行なっているが、契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当 初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設 計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合は、第一回変更設計時に実施することができる。

第9条 週休2日試行工事

本工事は週休2日試行工事(4週8休 現場閉所)の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編)(令和6年4月1日)に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成 状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

第2編 共通第2章 工程制約条件

第10条 工期について

工 期:契約締結日の翌日から令和8年3月23日(月)まで なお、この工期には、余裕期間30日間を含んでいる。

- ※ また、この工期は、熊本県で定めている標準工期(本工事の純工事費で設定された標準工期は約8ヶ月間)を満たしていないが、本工事の予算は令和6年度の現年予算であるため、関係機関の承認が得られれば、令和7年6月末まで工期の末日を延伸できる。
- (1) 余裕期間については、受注者が契約時に余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間(実工事期間)は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。

なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。

また、契約を締結するまでの間に、別記様式-3により、工事開始日を通知する と共に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するもの とする。

- (2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- (3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式—3により、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できる。

第11条 関係機関との連絡調整

【道路利用者等】

工事用車両等の影響により、周辺道路の利用に影響が生じるおそれがある場合は、工程・施工手法等が確定次第、利用者等へ、予告看板設置やチラシ等の配布により周知を図ること。

第3章 用地制約条件

第12条 原形復旧

本工事で使用した土地については、使用終了後速やかに、原形復旧し、土地の所有者に確認(基本的には現地立会)してもらったうえで、監督員に報告すること。

第4章 支障物件

第13条 占用物件

本工事の施工にあたっては、事前に電気・通信・ガス・水道・下水道等の地下埋設物の有無及び埋設位置を確認するとともに、必要に応じて占用者の立会いを求めること。 なお、架空物件についても同様とする。

第5章 騒音・振動・粉塵・汚濁等

第14条 アイドリングストップ

建設機械等のアイドリングストップに努め、その点検を行うこと。

第15条 不法無線車両の禁止

本工事は、不法無線機を設置している車両の出入りを禁止する。受注者は、不法無線機設置車両の有無を確認するとともに、同車両を排除すること。

第6章 安全対策

第16条 危険防止対策等

施工計画書の中に安全管理に係る対策方法を検討し、記載すること。また、現地状況等を踏まえた施工手順について、十分検討し、監督職員に報告・協議したうえで施工すること。

第3編 施工管理 第7章 施工管理一般

第17条 施工計画の策定

施工計画の策定(施工計画書の作成)に当たっては、施工中の安全対策、付近住民の 生活環境、道路利用者の安全及び降雨等の天然現象に十分留意し、施工方法(手順)・使 用機械・工事材料・仮設備等を十分検討しなければならない

第8章 仮設工

第18条 仮設計画

工事用道路等の仮設計画については、下記の仮設工を(全10葉の10号)により計画している。

・ 仮設防護柵 (タイプ⑦H=4.0m)

上記については、熊本県砂防技術基準(急傾斜地崩壊対策工事編)平成23年4月の 基準に基づき、タイプを選定している、

ただし、設計図書に示した施工条件と現場条件が一致しない場合には、受発注者間で協議をし、設計変更の対象とする。

第9章 再生資源

第19条 建設副産物情報交換システムへの登録

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を建設副産物情報交換システムの建設リサイクル統合データシステム(COBRIS)(以下「システム」という。)に速やかに入力し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め、監督職員に提出しなければならない。

また、実施後は、同システムにより実績を入力し、再生資源利用実施書及び再生資源 利用促進実績書を作成し、工事完成時の技術管理報告書に含めて提出するとともに、受 注者は工事完了後1年間保存すること。

受注者は、再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を 提出する場合は、併せて、建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提 出しなければならない。

なお、工事登録時に必要となる利用申込み等、システムに関する問い合わせは次による。

一般財団法人 日本建設情報総合センター (建設副産物情報センター)

〒107-8416 東京都港区赤坂 7 丁目 10 番 20 号

アカサカセブンスアベニュービル

TEL: 03-3505-0410 FAX: 03-3505-8872

http://www.recycle.jacic.or.jp/

本工事は、建設副産物情報交換システム: COBRIS の登録対象工事であり、受注者は、 ①施工計画作成、②工事完了時、③登録情報の変更が生じた時には、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

目1①表			
分別解体等の方法			
及び解体方法及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	2±1	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 口無	□手作業■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業□手作業・機械作業の併用
目1②表			
再資源化等をする施 定建設資材	設の名称及び所在地	施設の名称	所在地
サル注 以 見 付		中間処理施設	777 1年 地
アスファルト		中間処理施設	_

第10章 建設副産物

発生土の利用(指定利用:工事間流用)

第20条 建設発生土の利用

- 1 本工事により発生する建設発生土は、下記へ搬出するものとするが、これによりが たい場合は別途協議すること。これに伴い、搬出先が変更となった場合は、設計変更 の対象とする。
 - (1) 搬 出 先 の 名称:阿蘇郡小国町北里尾辻土砂処分場
 - (2) 搬出先の場所:阿蘇郡小国町大字北里字尾辻1857-1 地内
 - (3)搬出予定時期:令和7年10月~令和8年3月
 - (4) 搬 出 予 定 土量: 4 4 5 m 3
 - (5) 受入可能な 時期:令和7年10月~令和8年3月
 - (4) 受入可能な時間帯:8時30分~16時30分(土日・祝祭日を除く)
 - (5) 受入可能な 土 質:第2種建設発生土(砂質土・礫質土)
 - (6) 受入可能な 土 量:約18、000m3
 - (7) 施工現場から、搬出先までの片道運搬距離:11.2km
- 2 運搬距離については、現場から当該残土受け入れ地までの最短距離で計上しているので、運搬経路については任意だが、最短の運搬経路以外の経路を通行する場合には、 受発注者間で協議のうえ、設計変更の対象になるかを判断し、発注者が設計変更の可 否を連絡する。
- 3 建設発生土の処理処分状況の記録を竣工書類に添付すること。
 - (1) 処分地への経路表示をした地図、経路を示す写真
 - (2) 処分地の着工前・状況・竣工時の写真
 - (3) 処分地に関すること 等
- 4 捨土完了後、監督職員の立会のもと完了確認を行うこと。
- 5 残土処理に係る費用については、「資源有効利用促進法省令」の改正に基づき、処分 費(運搬費+残土受け入れ地の整地)を適正に計上している。

第11章 安全管理

第21条 安全対策について

労働安全衛生法、労働安全衛生規則に則って、安全対策には万全を期すこと。

第22条 工事監督支援業務対象工事

本工事は、土木工事共通仕様書第1編1-1-9 (現場技術員)に基づき、工事監督 支援業務を実施する。なお、本工事を担当する担当技術者は後日通知する。

第5編 その他 第12章 その他

第23条 ワンデーレスポンスの実施

1.この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議・報告・承諾願・確認願・立会願等(以

下「協議等」という。)に対して、監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。

- 2. ワンデーレスポンスは、「土木工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
- 3. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を 把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。
- 4. 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

第24条 情報交換共有システム対象工事(設計額1千5百万円以上)

本工事は、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図面を電子化して共有し、情報の有効活用を図る情報交換共有システムの対象工事である。

- (1)情報交換共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図面を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 本工事において、受注者は、情報交換共有システムを利用することを原則とする。 なお、現場条件によってネットワーク環境が整備できない等、情報交換共有システムの利用が困難な場合には、発注者、受注者間の協議により最終的な利用の可否を 決定することができる。
- (3) 情報交換共有システムの利用によって、紙媒体での提出を妨げるものではない。よって、電子化が困難な書類等は、紙媒体での提出とすることができる。
- (4)情報交換共有システムの利用に必要な I D 及びパスワードは漏洩しないよう厳重に 管理するものとする。

第25条 監理技術者及び監理技術者補佐の取り扱い

・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付土木部長通知、最終改正 令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

・ また、本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は 配置を要さなくなった場合には適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと.

第26条 技術者の専任を要しない期間(工事着手前)

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所設置・事前測量・資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、現場代理人の常駐及び主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

第27条 技術者の専任を要しない期間(しゅん工検査後)

工事完成後、竣工検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、 事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、現場代理人の常駐及び主任技 術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、竣工検査が終了した日は、 発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「工事竣工認定書」等における 日付)とする。

第28条 電子納品

(1) 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は「熊本県電子納品運用ガイドライン」 (以下「熊本県ガイドライン」という。) によるものとする。

(2) 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督職員と協議するものとする

(3) 電子化に要する費用

電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が 困難なもの※で、特に監督職員が必要と認めた場合には、別途協議により必要な経 費を技術管理費に計上し、設計変更できる。

※:「工事完成図書の電子納品要領(案)平成16 年6 月 国土交通省」の「8-4 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照

第29条 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「設計変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者を確保する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合には、設計変更対象費の支出実績を踏まえて、最終精算変更時点で設計変更できる。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第30条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること。

○購入費の対象となる建設資材は、砕石類(クラッシャーラン、粒度調整砕石、栗石、 割栗石、詰石、再生クラッシャーラン)とする。 ○輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)とする。

【事前協議】

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合には、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議すること。

- ① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

第31条 留意事項

- (1) 工事受注後、現場の立ち入りにあたっては、関係地権者並びに、工事施工に伴い悪 影響を与えると予想される周辺土地所有者又は、現場の管内を管轄する駐在員に必ず 工事着手の挨拶を行うこと。
- (2) 施工中の現場においては、地権者及び通行人等への挨拶を行うこと。
- (3) 施工完了後、周辺のあと片付けを行うこと。
- (4)1日の作業終了時には、必ず現場の安全確認を行い、安全施設等の点検を行うこと。
- (5) 1日の作業終了は、中途半端な状態で終了しないようにすること。もし、中途半端な状態で、作業を終了する場合には、周辺環境や周辺住民などへの危険性がないように対策を講じること。
- (6) 施工期間中は現場の安全管理を徹底し、現場の作業員はもとより、通行人および通行車両の安全を確保すること。
- (7) 地権者等からの要望や支障物件については、独自に判断せずに、監督職員と協議して指示を仰ぐこと。
- (8) 事業損失等がでないように周辺の環境に配慮すること。
- (9)毎月末の進捗状況を翌月5日までに監督職員に報告すること(履行報告書の提出) なお、予定進捗率に10%以上の遅れを生じたときは、その遅れを生じた理由と進 捗率を回復させるための方策を併せて報告すること。

また、履行報告書の提出と併せて、週休二日の実施状況についても、所定の様式で報告すること。

- (10) 現場作業に関しての、現地の状況に変更等があった場合には、その都度速やかに監督職員に報告、協議すること。
- (11) その他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ、施工すること。
- 第32条 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額について 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別記様式-4のとおりである。

第33条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

第34条 三者協議について

本工事は、「三者協議会」の開催を予定していないが、「三者協議会」の開催が必要と 判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

第35条 急傾斜地崩壊危険区域内の工事について

(1) 変状の確認

施工予定範囲を除草後、新たなクラック、滑り等の大きな変状が無いか調査する こと。調査結果により施工範囲外(延長・深さ)へ影響する可能性がある場合は監督 員と協議すること。

(2) 重力式擁壁工

現場打擁壁工に関する数量は、擁壁本体コンクリートの数量であり、コンクリート・型枠・目地材・水抜きパイプ・吸出し防止材・足場の費用を含んでいる。

(3) 土工

1回の掘削・床掘の範囲については、施工延長10m以内とすること。

{理由:一遍に掘削・床掘を行うと、地山が緩んで崩れる危険性が高いため、短いスパン(10m以内)での土工を指示するもの)

なお、施工延長10mを超えて、一編に施工したい場合には、監督員と協議をすること。

第36条 現場技術者等の腕章の着用について

1. 目 的

現場における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

2. 対象者

- 現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者
- 3. 腕章の仕様

仕様は、監督職員と協議するものとする。

着用箇所は、腕の見易いところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。

(発注者) 殿

(受注者) 住 所 商号又は名称 代表者氏名

工事開始日通知書 (変更協議書)

次の工事について、工事開始日を定めました(変更したい)ので通知(協議) します。

	·
工事名	
工事場所	
	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること
	変更の場合の記載例)
工事の始期	変更の場合の記載例/ (当初)令和3年4月23日
(工事開始日)	
	(変更) 令和3年3月23日 (余裕期間31日短縮)
	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること
	変更の場合の記載例)
工事の終期	(当 初) 令 和 3 年 1 0 月 2 9 日
(工事完成日)	
	(変更)令和3年9月28日 (工期末31日短縮)

- ※1 本通知書は、契約書の提出期限内に提出すること。
 - 2 工事の終期は、本通知に記載した工事開始日に、特記仕様書に示す実工期期間を加えた期日を記載すること。
 - 3 契約書上の工期は、始期は契約日の翌日を、終期は本通知書における工事 の終期を記載するので注意すること。
 - 4 変更協議を行う場合は、「工事開始日<u>通知書」を「工事開始日変更協議書」に、「工事開始日を定めました</u>ので<u>通知</u>します」を「工事開始日を<u>変更し</u>たいので協議します」に改めること。

(R6.7.1版)

別記様式-4

予定価格に含まれる法定福利費概算額

杉田上 (その3)

工種	砂防・地すべり等工事
予定価格(税込)	¥47,946,800
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥1,956,229

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主 負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。